

座間市土木工事施工管理基準書



平成 25 年 4月

総務部契約検査課



目 次

土木工事施工管理基準

1.	目 的	p 1
2.	適 用	p 1
3.	構 成	p 1
4.	管理の実施	p 1
5.	管理項目及び方法	p 1
6.	規 格 値	p 2
7.	そ の 他	p 2

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準書は、土木工事共通仕様書第1編1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

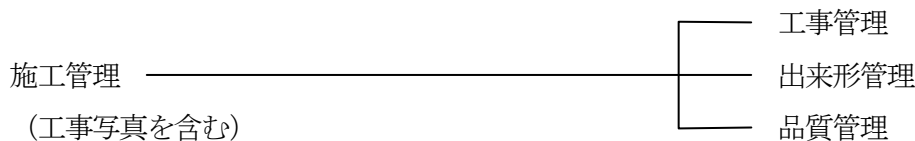
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、座間市が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び、施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等の工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。ただし側定数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

(3) 品質管理

1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

2. 出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値は、神奈川県土木工事施工管理基準書（平成24年8月）に準拠する。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種（イ）、（ロ）の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

（イ） 路盤工（施工）試験基準

小規模工事は除く（施工面積が 300 m²未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の使用量が 70 t 未満のもの）ただし、異常が認められたときは実施する。

（ロ） アスファルト舗装（舗設現場）試験基準

小規模工事は除く（施工面積が 300 m²未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の使用量が 70 t 未満のもの）ただし、異常が認められたときは実施する。

6. 規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。